

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 8 月 8 日
【会社名】	日本化学産業株式会社
【英訳名】	NIHON KAGAKU SANGYO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柳 澤 英 二
【本店の所在の場所】	東京都台東区下谷二丁目20番 5 号
【電話番号】	03 - 3873 - 9223(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長 百 瀬 譲
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区下谷二丁目20番 5 号
【電話番号】	03 - 3873 - 9223(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部長 百 瀬 譲
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 499,999,500円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 日本化学産業株式会社大阪支店 (大阪市中央区上町一丁目23番10号) 日本化学産業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区新栄二丁目16番13号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	284,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 平成29年8月8日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申し込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	284,900株	499,999,500	
一般募集			
計(総発行株式)	284,900株	499,999,500	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,755		100株	平成29年8月24日(木)		平成29年8月25日(金)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとし、
4. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、本自己株式処分の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分は行われなことになります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
日本化学産業株式会社 本社 総務部	東京都台東区下谷二丁目20番5号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 千住法人営業部	東京都足立区千住2丁目55番地

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
499,999,500	15,000,000	484,999,500

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成諸費用、弁護士費用及びファイナンシャルアドバイザー手数料等です。

(2) 【手取金の使途】

本自己株式処分による取得資金につきましては、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、当社及び住友金属鉱山株式会社（以下「住友金属鉱山」といいます。）の協業体制の更なる強化のための株式相互保有を目的に、住友金属鉱山の株式取得資金に充当いたします。なお、住友金属鉱山の株式取得にあたっては、本自己株式処分に係る差引手取概算額相当を、平成29年9月1日～平成29年9月29日の間において、市場取引により取得する予定です。

具体的な資金使途	金額(百万円)	支出予定時期
住友金属鉱山の普通株式取得	484	平成29年9月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	住友金属鉱山株式会社
本店の所在地	東京都港区新橋5丁目11番3号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度第92期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月27日 関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		当社は、割当予定先である住友金属鉱山より二次電池用正極材(ニッケル酸リチウム)に関して製造工程の一部を受託加工しております。生産受託に関連して、当社の福島第二工場を住友金属鉱山の100%子会社である住友鉱工エナジーマテリアル株式会社へ賃貸しております。

(注) 割当先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成29年8月8日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

当社グループは、創業以来、無機・有機金属薬品を中心とする薬品事業と金属加工製品を中心とする建材事業の二つを柱として「顧客ニーズに対応した高品質・高付加価値製品の開発、新規事業の開拓とその実績化」により成長力を確保しております。経済のグローバル化に伴い、薬品事業及び建材事業における企業間競争の激化や事業環境がめまぐるしく変化する中で、当社グループが世界市場での評価・存在意義を高めていくために、当社グループの有する優位かつ独自の技術を活かし、新製品開発及び顧客のニーズに対応するための生産プロセスの開拓等の新しい価値の創造を推進し、企業価値向上への取り組みを進めております。

今回の割当予定先である住友金属鉱山は、資源開発、非鉄金属の製錬、電子材料及び機能性材料の製造を主な事業内容としております。

当社は、充放電可能な二次電池用正極材料であるニッケル酸リチウムの製造工程の一部を住友金属鉱山より受託加工するとともに、当社福島第二工場について住友金属鉱山による正極材生産のために賃貸借契約を締結しており、住友金属鉱山との協業を進めております。平成29年1月25日には当該受託加工に関して住友金属鉱山から当社への増産要請に伴い、増産のための当社における設備投資を含めた受託加工に関する合意書を締結いたしました。

今般、当社及び住友金属鉱山は、両社の協業体制の更なる強化を目的に、株式を相互に取得することに合意いたしました。このため、住友金属鉱山を割当予定先とする第三者割当を行うことにいたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 284,900株

e 株券等の保有方針

当社は、割当予定先である住友金属鉱山が、協業関係の強化の趣旨に鑑み、本自己株式処分により取得する当社株式を中長期的に保有する意向であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、住友金属鉱山から、払込期日から2年以内に本自己株式処分により取得する当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、住友金属鉱山が平成29年6月27日に関東財務局長宛に提出している第92期有価証券報告書(平成28年4月1日乃至平成29年3月31日)に記載の連結貸借対照表により、住友金属鉱山において本自己株式処分の払込みに必要かつ十分な現金及び預金が確保されていることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である住友金属鉱山は、東京証券取引所市場第一部に上場しており、当社は同社が東京証券取引所に提出した平成29年7月5日付「コーポレートガバナンスに関する報告書」に記載している「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」について確認いたしました。その結果、割当予定先は反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 処分価額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前営業日(平成29年8月7日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,950円から10%ディスカウントした1,755円といたしました。

なお、当該処分価額である1,755円は、取締役会決議日の前営業日までの直前1ヵ月間(平成29年7月10日から平成29年8月7日)の当社普通株式終値単純平均1,873円(円未満切捨て)に対して6.30%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じとします。)のディスカウント、直前3ヵ月間(平成29年5月8日から平成29年8月7日)の当社普通株式終値単純平均1,634円(円未満切捨て)に対して7.41%のプレミアム、直前6ヵ月間(平成29年2月8日から平成29年8月7日)の当社普通株式終値単純平均1,475円(円未満切捨て)に対して18.98%のプレミアムとなっております。

取締役会決議日の直前営業日終値を基準といたしました理由は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にて、第三者割当により株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。)を行う場合の払込金額は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額を基準として決定することとされており、また、算定時に最も近い時点の市場価格である発行決議日の直前営業日の終値が、当社株式の現時点における公正な価格を算定するにあたって基礎とすべき価格であり、当該価格を基礎として算定した本自己株式処分の払込金額を含む発行条件について合理性があると判断したためであります。

また、取締役会決議日の直前営業日終値から10%ディスカウントすることは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しつつ、同社との協業体制の更なる強化により期待される当社の企業価値向上への貢献、住友金属鉱山が取得する当社株式を中長期的に保有する意向を示していること及び取締役会決議日の直前日の当社普通株式終値(1,950円)が、1ヵ月前の当社普通株式終値(平成29年7月7日 1,679円)に比べ約16%上昇するなど、最近の当社株価が大きく変動している状況等を踏まえ、住友金属鉱山と協議の結果、上記条件により発行することが合理的であると判断いたしました。

上記理由により、当該処分価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

なお、当該処分価額につきましては、当社取締役会に出席した監査役4名全員(うち3名は社外監査役)からも、当該処分価額が処分予定先に特に有利な処分価額に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分により割当予定先に対して割り当てる株式数は、普通株式284,900株(議決権数2,849個)であり、平成29年3月31日現在の発行済株式総数20,680,000株の1.38%(小数点以下第三位を四捨五入)(平成29年3月31日時点の総議決権数197,491個に対する割合は1.44%(小数点以下第三位を四捨五入))に相当し、既存株主の皆様が保有する株式に対して一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら、本自己株式処分は、当社と住友金属鉱山との連携を強化することを目的としており、当該連携の強化は、当社の企業価値向上に資するものと考えておりますので、本自己株式処分における株式の処分数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
日化産取引先グループ持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	2,184	11.06%	2,184	10.91%
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	1,000	5.06%	1,000	4.99%
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	970	4.91%	970	4.84%
にっかさん従業員持株会	東京都台東区下谷2丁目20番5号	798	4.04%	798	3.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	729	3.69%	729	3.64%
株式会社東京都民銀行	東京都港区六本木2丁目3番11号	660	3.34%	660	3.29%
日本パーカライジング株式会社	東京都中央区日本橋1丁目15番1号	490	2.48%	490	2.45%
CGML PB CLIENT ACCOUNT / COLLATERAL (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE. CANADA SQUARE. CANARYWHARF. LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	471	2.39%	471	2.35%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	457	2.31%	457	2.28%
株式会社近畿大阪銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号	404	2.05%	404	2.02%
計		8,165	41.35%	8,165	40.76%

- (注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成29年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成29年3月31日現在の総議決権数197,491個に、本自己株式処分により増加する議決権数2,849個を加えた数を分母として算出しております。
4. 上記のほか、当社所有の自己株式922,910株(平成29年3月31日現在)は、本自己株式処分後638,010株になります。
5. 所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して記載しております。
6. 平成29年5月10日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が平成29年4月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総議決権数に対する 所有議決権数の割合
シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号	1,344	6.81%

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期)(以下「有価証券報告書」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成29年8月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年8月8日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第92期)の提出日(平成29年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成29年8月8日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成29年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成29年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役9名選任の件

柳澤英二、久能忠生、小林憲男、桜井俊二、丁子幹雄、鹿島肇、野瀬賢造、井上幸夫、吉成昌之を取締役に選任するものであります。

第2号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役及び監査役に対し、役員賞与総額30,000千円(取締役9名に対し総額26,204千円(うち社外取締役2名に対し総額2,400千円)、監査役4名に対し総額3,796千円)を支給するものであります。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社取締役(社外取締役を除きます。)を対象とした業績連動型報酬制度の導入をするものであります。本制度の導入により、3年間を対象期間として設定する信託に対し、合計180百万円を上限とする金銭を拠出し、当該信託を通じて当社株式の交付等を行います。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 取締役9名選任の件					
柳澤英二	165,942	768	0	(注) 1	可決 99.54
久能忠生	166,334	376	0		可決 99.77
小林憲男	166,354	356	0		可決 99.79
桜井俊二	166,344	366	0		可決 99.78
丁子幹雄	166,344	366	0		可決 99.78
鹿島肇	166,354	356	0		可決 99.79
野瀬賢造	166,354	356	0		可決 99.79
井上幸夫	166,354	356	0		可決 99.79
吉成昌之	166,344	366	0		可決 99.78
第2号議案 役員賞与支給の件	165,983	727	0	(注) 2	可決 99.56
第3号議案 取締役に対する業績 連動型株式報酬等の 額および内容決定の 件	166,263	447	0	(注) 2	可決 99.73

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない議決権の数は加算していません。

3 最近の業績の概要について

平成29年8月8日開催の取締役会において承認された第93期第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了していませんので、四半期レビュー報告書は受領していません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,506,772	14,439,217
受取手形及び売掛金	6,354,868	6,345,855
商品及び製品	857,495	1,102,894
仕掛品	1,066,476	1,091,825
原材料及び貯蔵品	998,978	1,079,061
繰延税金資産	162,286	161,739
その他	117,010	136,643
貸倒引当金	1,770	1,850
流動資産合計	24,062,118	24,355,387
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	1,676,983	1,628,069
その他（純額）	4,353,377	4,524,631
有形固定資産合計	6,030,360	6,152,701
無形固定資産		
投資その他の資産	51,059	48,695
投資その他の資産		
投資有価証券	4,068,284	4,570,676
繰延税金資産	10,406	11,645
その他	3,346,826	3,355,190
貸倒引当金	1,570	1,570
投資その他の資産合計	7,423,947	7,935,943
固定資産合計	13,505,367	14,137,339
資産合計	37,567,485	38,492,727
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,565,896	2,601,695
短期借入金	435,600	823,000
未払法人税等	415,709	218,499
賞与引当金	380,000	214,812
役員賞与引当金	30,000	8,750
その他	1,250,090	1,354,946
流動負債合計	5,077,296	5,221,704
固定負債		
繰延税金負債	769,664	926,001
環境対策引当金	9,532	9,532
退職給付に係る負債	302,046	302,359
資産除去債務	132,417	127,817
その他	47,441	47,428
固定負債合計	1,261,101	1,413,138
負債合計	6,338,397	6,634,843

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,034,000	1,034,000
資本剰余金	613,767	613,767
利益剰余金	28,389,090	28,653,892
自己株式	461,659	461,824
株主資本合計	29,575,198	29,839,835
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,511,124	1,859,840
為替換算調整勘定	234,725	245,178
退職給付に係る調整累計額	91,960	86,971
その他の包括利益累計額合計	1,653,889	2,018,048
純資産合計	31,229,088	31,857,883
負債純資産合計	37,567,485	38,492,727

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
売上高	4,679,556	5,163,302
売上原価	3,497,687	3,871,743
売上総利益	1,181,868	1,291,559
販売費及び一般管理費	613,219	663,771
営業利益	568,648	627,787
営業外収益		
受取利息	6,249	3,237
受取配当金	34,640	40,004
不動産賃貸料	14,003	15,645
その他	6,126	9,427
営業外収益合計	61,020	68,316
営業外費用		
支払利息	3,126	2,155
売上割引	2,094	2,016
賃貸収入原価	6,478	7,230
為替差損	13,870	8,762
その他	564	0
営業外費用合計	26,133	20,165
経常利益	603,534	675,938
特別利益		
固定資産売却益	-	8,798
特別利益合計	-	8,798
特別損失		
固定資産除却損	1,126	1,912
特別退職金	7,518	-
特別損失合計	8,645	1,912
税金等調整前四半期純利益	594,889	682,824
法人税等	179,533	200,229
四半期純利益	415,356	482,595
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	415,356	482,595

四半期連結包括利益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	415,356	482,595
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	135,790	348,715
為替換算調整勘定	86,300	10,453
退職給付に係る調整額	6,250	4,989
その他の包括利益合計	215,841	364,158
四半期包括利益	199,514	846,754
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	199,514	846,754
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	3,898,731	780,825	4,679,556		4,679,556
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	3,898,731	780,825	4,679,556		4,679,556
セグメント利益	481,169	222,176	703,345	134,697	568,648

(注) 1. セグメント利益の調整額 134,697千円は各セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結損益 計算書計上額 (注)2
	薬品事業	建材事業	計		
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	4,366,995	796,306	5,163,302		5,163,302
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	4,366,995	796,306	5,163,302		5,163,302
セグメント利益	552,447	214,730	767,177	139,389	627,787

(注) 1. セグメント利益の調整額 139,389千円は各セグメントに配分していない全社費用であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第92期)	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6 月28日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 川 崎 浩

業務執行社員 公認会計士 竹 村 純 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本化学産業株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本化学産業株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年 6 月28日

日本化学産業株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	川 崎	浩
業務執行社員	公認会計士	竹 村	純 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本化学産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本化学産業株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。